

岩手県企業局管理規程第3号

企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県企業局長 菅原伸夫

企業局契約規程の一部を改正する規程

企業局契約規程（平成6年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第18条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第3条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（<u>特例政令第2条第6号</u>に規定する一連の調達契約をいう。以下この章において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日）」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、10日）」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。</p> <p>(違約金)</p> <p>第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>2.8パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第18条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第3条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（<u>特例政令第2条第5号</u>に規定する一連の調達契約をいう。以下この章において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日）」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、10日）」とあるのは「10日」とする。</p> <p>(違約金)</p> <p>第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>2.7パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。